



八 監 第 3 6 2 号
令 和 3 年 1 1 月 2 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団運営補助金に係る財政援助団体監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定により、八千代市が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行について監査を実施する。

2 監査の対象

(財政的援助)

公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団運営補助金（以下「補助金」という。）

(1) 対象団体 公益財団法人八千代市地域振興財団（旧公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団。以下「文化・スポーツ振興財団」という。）

(2) 所管部局 教育委員会文化・スポーツ課（以下「文化・スポーツ課」という。）

3 監査の範囲

令和2年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

5 監査の期間

令和3年7月30日から同年11月19日まで

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、次のとおり改善すべき点があるので、八千代市（以下「市」という。）は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。また、対象団体においては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 文化・スポーツ課

(1) 指摘事項

ア 事業変更承認申請書の市長への承認について

事業変更承認申請書の市長への承認について、八千代市文化・スポーツ振興財団運営補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）第6条では、補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、補助金交付要綱第8条では、第6条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書を市長に提出するものと規定されている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画書で予定していた多くの事業が中止となり、補助事業の内容に変更があったにもかかわらず、事業変更承認申請書が市長へ提出されておらず、市長の承認を受けていなかった。

今後は、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行われたい。

(2) 要望事項

ア 補助金交付確定額の確認について

補助金交付確定額の確認について、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号）第13条では、実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するとされている。

このことに伴い、実績報告書及び添付書類に基づく審査において、文化・スポーツ振興財団から提出された添付書類での確認は行っていたものの、経費を支払った事実を確認できる書類までの確認作業が行われていなかったことから、今後は、現地調査による支払証拠書類の確認作業の実施について検討されたい。

イ 公益目的事業と収益事業の明確な区分けについて

補助金は、令和2年度時点において、文化・スポーツ振興財団が行う「文化及び芸術の振興に資する事業」「スポーツの振興に資する事業」「市が委託する文化及びスポーツに関する事業」「市の文化施設及びスポーツ施設の管理運営に関する事業」等の事業区分へ、文化・スポーツ振興財団の自主事業収入及び市からの指定管理料等を充当し、不足する部分の人件費を補助するものとして交付されている。

しかしながら、市と文化・スポーツ振興財団において公益目的事業と収益事業の考え方に差異があることで、文化・スポーツ振興財団が収益事業として行う事業が補助金交付の事業区分で混在しており、本来は利益を上げて人件費や事業費に充当可能な文化・スポーツ振興財団の収益事業で赤字が発生するなど、補助金の交付方法が整理されていないように見受けられる。

このことから、文化・スポーツ振興財団の経営を安定化させるためにも、文化・スポーツ振興財団が行う事業を、公益目的事業と収益事業に明確に整理した上で、補助対象となる事業の区分けについて明確化されたい。

2 文化・スポーツ振興財団

(1) 指摘事項

ア 事業変更承認申請書の市長への提出について

事業変更承認申請書の市長への提出について、補助金交付要綱第6条では、補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、補助金交付要綱第8条では、第6条第

1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書を市長に提出するものと規定されている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画書で予定していた多くの事業が中止となり、補助事業の内容に変更があったにもかかわらず、事業変更承認申請書を市長へ提出していなかった。

今後は、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行われたい。